

平成19年3月8日

千葉県地域福祉支援計画見直し作業部会長 様
千葉県健康福祉部健康福祉政策課長 様

「千葉県地域福祉支援計画」見直しに関わる市町村社協懇話会

「千葉県地域福祉支援計画」見直しに関する「第3次意見書」の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出いたしますので、ご検討をいただき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

○第3章「ちば地域社会新構想」について

2 支え合い・助け合う小域福祉圏

(4) 小域福祉圏において県が果たすべき役割

小学校区ごとに小域福祉圏組織を設置し、活動を展開する場合に、解決しなければならない重要な課題として、次の3点が考えられます。

- ①活動拠点の確保
- ②事務局体制の強化(地域及び事務担当の配置)
- ③活動財源の確保

これらの課題については、社会福祉法第108条により地域福祉支援計画に明記される事項としての地域福祉の推進支援及び基盤整備に関する事項であるために、これらの課題解決に向けた県としての姿勢を示していただきたいこと。

3 福祉力アップを目指す基本福祉圏

(2) 想定される意義・機能

- ①基本福祉圏での組織づくりを想定している「支え合い・助け合いネットワーク」については、地域住民の生活圏に設定されることがより現実的であると思われるので、小域福祉圏での取り組みとされたいこと。
- ②「地域事業ネットワーク」については、基本福祉圏組織で対応が可能ではないか。類似する組織を多数設置することについては、地域住民の混乱を避けるために必要最小限の組織づくりとすべきであること。
- ③「行政ネットワーク」については、その目的、機能、実態が見えない。再考されたいこと。

4 総合コーディネートを目指す広域福祉圏

(2) 想定される意義・機能

「基本福祉圏と広域福祉圏が一致する場合は、基本福祉圏フォーラムが広域福祉圏フォーラムを兼ねるものとする。」とのことであれば、中核地域生活支援センターと基本福祉圏組織との整合性や役割分担など精査が必要なこと。

(3) 広域福祉圏において県が果たすべき役割

- ①地域における健康福祉の行政サイドの拠点とされている「健康福祉センター」については、保健所と支庁社会福祉課が統合し、新たに設置された組織であると認識していますが、地域福祉を推進するための行政の拠点として位置づけるのであれば、より一層の組織の強化をお願いしたいこと。(従前の支庁社会福祉課と比較をすると、地域福祉に関しては機能が低下していると考えます。)
- ②中核地域生活支援センターに、民間の「福祉救急隊」を登録・配置することとされていますが、緊急時に即応できる体制は「小域福祉圏」への設置が適当であり、また弁護士等の有資格者を無償のボランティアで対応することは非現実的であり再考していただきたいこと。

5 健康福祉の灯台を目指す千葉県全域

(2) 県全域において県が果たすべき役割

- ①地域福祉を担う人材として「コミュニティソーシャルワーカー」を養成することは、社会福祉法が定める地域福祉支援計画に期待される重要な項目であり、今後の地域福祉を左右する重要な施策と考えます。しかしながら、見直し計画(案)においては、具体的な人材養成の取り組みが明記されておらず大阪府の例などを参考に、県の施策として実施されたいこと。
- ②「中核地域生活支援センターの果たす権利擁護機能で解決が図られない事案について、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の活用を図りながら」とありますが、社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)」との役割分担を明確化したうえで、中核地域生活支援センターが行なう権利擁護機能の位置づけ及び業務内容等を明確にしていいただきたいこと。また、「行政としての最終的な権利擁護を図ります。」とありますが、行政として行なうフォーマルサービスとインフォーマルサービス等を整理する必要があること。
- ③県全域を対象とする「地域事業ネットワーク」については、「県域福祉フォーラム全体会」で十分機能できると考えますので、類似する組織設置は再考されたいこと。

○第4章「地域社会づくり(地域福祉)の推進体制」について

2 地域福祉(地域社会づくり)の推進体制

- ・「地域福祉フォーラムのイメージ」(挿入図)については、県域福祉フォーラム幹事会が提出した「小域地域福祉フォーラムのイメージ」(整理簡略化した図)が適当と思われること。

3 地域福祉フォーラムの役割

(1) 小域福祉フォーラム

- ・「小域福祉フォーラムの取り組み例」について、「潜在的なニーズ」を「新しいもの、少数」に限定した表記となっていますが、潜在的ニーズは顕在的ニーズに対比され使用されるもので、新旧又は多い少ないに関わらないと解しますので表記を改めていただきたいこと。

(2) 基本・広域・県福祉フォーラム

- ・現在の体制では、「基本福祉圏」で解決できないニーズを「広域福祉圏」で解決するという状況にはないと思料しますので、各圏域が補完し合える環境整備が必要であること。また、「広域福祉圏」とは、広域福祉フォーラムなのか、中核地域生活支援センターをさすのかが不明確であること。

・各圏域福祉圏フォーラムに、ここで言うニーズ解決機能を期待するのであれば、現状の福祉フォーラムの体制を抜本的に見直し、運動体、事業体としての機能強化を図るべきであること。

○第5章「地域社会づくりに必要な3つの逆転の発想

3 地域福祉の充実こそが地域社会の再生と活性化の切り札という発想

・見直し計画の本項についてはまさに同感です。是非、「福祉のまちづくり」から「福祉でまちづくり」という発想を追加していただきたいこと。

○第6章「千葉県内56市町村との連携と協働」

1 千葉県地域福祉支援計画と市町村地域福祉計画

・「連携」と「協働」を図るための具体的な施策の展開が必要であること。また、市町村との合意形成を図る取り組みなども必要であること。

2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的な方針(新設)

・市町村との連携・協働体制を構築するためにも、社会福祉法第108条の規定に基づき、より具体的な支援方策を明記する必要があること。

(例) 中核地域生活支援センターに配置されている「地域総合コーディネーター」(コミュニティソーシャルワーカー)を、基本福祉圏や小域福祉圏にも配置するなどの人的基盤整備方策など

・地域福祉を推進するための基幹的圏域は「基本福祉圏」組織ですが、活動に向けて根幹となる圏域は「小域福祉圏」組織です。この小学校区ごとに住民参加・住民主体で設置される「小域福祉圏」組織が取り組む、「人づくり」(協力者の確保、専門員の配置など)、「環境づくり」(拠点の確保、サービスの拡充・企画開発など)、「組織づくり」(推進組織の立ち上げ、運営、活動など)に対して、より具体的でより効果的な支援を行なうことが、地域福祉支援計画の具現化に繋がる緊急性を要する最も重要な施策であること。